

世界的恆久平和の理想と國際労働會議

之れは此前の論文の末項に書いた考を一層詳しく説明したものであるが、時の關係に於ては此方が反つて先きに書かれたのである。發表は大正十一年の財政經濟時報十一月十五日及び十二月一日號に於て爲された。

國際聯盟は世界的恒久平和の樹立を理想として建設されたものである。無論、聯盟そのものが其の理想を實現すべく適當に組織されて居るか又聯盟從來の業績に鑑みて聯盟は事實果して其の理想に向つて進みつゝあるものと見るべきか等の具體的問題に付いては色々異論もあらう。又人によつては國際聯盟は本來某々強國の國策上自ら之を利用せむが爲めに設立したものだと云ふやうな極端論をするものもあるやうである。併し聯盟そのものが少くとも理想として標榜する所が世界的恒久平和の樹立にあることは、ヴェルサイユ條約中聯盟規約冒頭に記された『國際協力ヲ促進シ且各國間ノ平和安寧ヲ完成セムガ爲茲ニ國際聯盟規約ヲ協定ス』なる文句から、又同じくヴェルサイユ條約第十三編冒頭に『國際聯盟ハ世界平和ノ確立ヲ目的トシ云々』とある文句からも明かに之を推論することが出来る。

所が其の同じヴェルサイユ條約に依つて創設された所の國際勞動機關も亦「世界平和ノ確

立」を理想として樹立されたものであつて、其事は同條約第十三編冒頭に「國際聯盟ハ世界平和ノ確立ヲ目的トシ而シテ世界平和ハ社會正義ヲ基礎トスル場合ニ於テノミ之ヲ確立シ得ベキモノナルニ因リ、多數ノ人民ニ對スル不正、困苦及窮乏ヲ伴フ現今ノ勞働狀態ハ大ナル不安ヲ醸生シ惹テ世界ノ平和協調ヲ危殆ナラシムベキニ因リ、彼ノ勞働時間ノ制定殊ニ一日又ハ一週ノ最長勞働時間ノ限定、勞働供給ノ調節、失業ノ防止、相應ノ生活ヲ支フルニ足ル賃銀ノ制定、勞務傷害及疾病ニ對スル勞働者ノ保護、兒童年少者及婦人ノ保護、老年及廢疾ニ對スル施設、自國外ニ於テ使用セラル、勞働者ノ利益ノ保護、結社自由ノ原則ノ承認、職業及技術教育ノ組織等ノ如キ手段ヲ以テ前記勞働狀態ヲ改善スルコトハ刻下ノ急務ナルニ因リ、一國ニ於テ人道的勞働條件ヲ採用セザルトキハ他ノ諸國ノ之ガ改善ヲ企圖スルモノニ對シ障礙ト爲ルベキニ因リ、茲ニ締約國ハ正義人道ヲ旨トシ世界恒久ノ平和ヲ確保スルノ希望ヲ以テ左 諸條ヲ協定ス」とあるものを見て明かである。

此の國際勞働機關に關する條項は聯盟規約第二十三條の『聯盟國ハ現行又ハ將來協定セラ

ルベキ國際條約ノ規定ニ違由シ、自國內ニ於テ及其ノ通商産業關係ノ及ブ一切ノ國ニ於テ男女及兒童ノ爲ニ公平ニシテ人道的ナル勞働條件ヲ確保スルニ力メ且之ガ爲ニ必要ナル國際機關ヲ設立維持スベシ」と云へる條項の精神を基として制定されたものであつて、依つて創立された勞働總會、勞働理事會、國際勞働事務局等の諸機關は多少の例外を除く外制度上國際聯盟の制肘を受くることの少い大體獨立の機關ではあるものゝ、兩者が何れも世界的恒久平和の樹立を標榜するものなることに付いては疑ひない。

## 二

血生臭い五年の大戦に飽き疲れた世界の人人々は『平和』の名の下にあらゆる仕事を爲し遂げやうとした。争闘と不安とに疲れた人々は只管に安寧と秩序とを希つた。而して其の思想は世界大戦の後に於ける色々の現象となつて現はれた。國際聯盟は即ち其最も大きな現はれであり、國際勞働機關の成立も亦其現はれの一に外ならない。それは實に世界的恒久平和の

名の下に成立つたのである。

けれども、國際労働機關創立の基調となつた世界の「平和」と國際聯盟の理想として居る世界の「平和」とを比較して靜かに考へると、先づ第一に二者は果して同じものであらうかと云ふ疑問が起る。第二に又若しも二者が同じものではないとすれば其双方の到達は矛盾なく同時に行はれ得るものであらうかと云ふ疑問を起さざるを得ない。其點について多少の考察を加へんとするのが本稿の目的である。

國際聯盟の主として理想とする平和は國家相互間の平和である。各國間ニ於ケル公正大ナル關係ヲ規律シ』各國をして『戰爭ニ訴ヘザルノ義務ヲ受諾』せしめ之に依つて『國際協カヲ促進シ且各國ノ平和安寧ヲ完成セム』とするのが理想である。無論其外附隨的に直接正義人道の要求の實現を目的とした第二十三條第二十五條のやうな條項もあるけれども大體の目的が國際的平和の樹立にあることは疑ふべくもない。

之に反し、國際労働機關の目的は表面上國際聯盟と同じく『世界平和ノ確立』にあるもの

の其實質を究めて見ると實は國內的平和、換言すれば階級闘争に依る社會的擾亂の防止を目的としたものであつて、其事は條約自らが『多勢の人民ニ對スル不正、困苦及窮乏ヲ伴フ現今ノ勞働狀態ハ大ナル不安ヲ醸生シ惹テ世界ノ平和協調ヲ危殆ナラシムベキニ因リ云々勞働狀態ヲ改善スルコトハ刻下ノ急務』だと云うて居るのを見ても明かである。無論一國の内部にかゝる不安が起れば自然他國にも影響を及ぼして世界の平和を害するかも知れぬ。又『一國ニ於テ人道的勞働條件ヲ採用セザル時ハ他ノ諸國ノ之ガ改善ヲ企圖スルモノニ對シ障礙ト爲ルベキニ因リ』勞働條件の改善も亦或る意味に於て國際的協調を前提するに非ざれば之を到達し得ない。けれどもかくして實現せんとする『世界平和』は國際聯盟の目的とする『世界平和』と同一ではない。彼は國際的平和即ち國家相互間の戰爭を防止することを目的とするに反し、此れは階級闘争に因る社會的擾亂を防止することを目的として居る。彼此は名義上同じく『世界平和』と云ふもの、實質上全然違つた別物である。二者は偶々世界大戰直後の世界に漲つた平和要望の聲に依つて同時に且表面上關係をもちつゝ條約的基礎をもつに至つた

けれども、實質上實は明瞭に區別せらるべき異別のものなることを注意せねばならぬ。

然らば、二の異別な「世界平和ノ確立ヲ目的トシ」た制度は互に矛盾なく同時に其の目的を達し得るものであらうか。吾々は次に其問題を考へねばならぬ。

### 三

資本主義の發達は當然に國際間の經濟競争を惹起す。各國の製造家は世界到る所の同じ市場に於て競争せねばならぬ。其際競争に於て勝利を得べき最大の武器は言ふまでもなく「價格の低廉」である。彼等が「價格」を以て相争ふと云ふことは正に「生産費」を以て相争ふことを意味する。而して生産費の低廉を希望する者の最も重きを置く點は言ふまでもなく、「原料」と「組織」と「勞働」とである。此の中組織改善の問題は先づ別として「原料」の價格は國土天然の事情に依て自然に制限されて居る。而して國際競争に熱中して居る各國は自國の天然事情に依る自然的優越を成るべく有利に利用せんが爲めに、關稅法律其他色々の



法を以て原料物資の公平なる國際的自由交換を妨げるべく努力するが故に、『原料』の價格に關する自然的優劣は現在の如き經濟的帝國主義の繼續する限り運命的な動かすべからざるものである。其結果各國の製造家は其の經濟戰術として如何にして安き『勞動』を得べきかの問題に苦慮し、若しも勞動者の力が弱ければ其賃銀に喰入つてまでも生産費を少くしようと試みる。従つて『一國ニ於テ人道的勞動條件ヲ採用セザルトキ』は其國の經濟戰に於ける地位が樂になる結果『他ノ諸國ノ之ガ改善ヲ企圖スルモノニ對シ障礙ト爲ルベキニ因リ』、茲に國際勞動條約に依りて強制的に各國の勞動條件を同一ならしめねばならぬと云ふ思想が生まれるのである。

此の思想は第十八世紀の後半産業革命が一般に行き互つて國際的經濟競爭が漸次激しく行はれるやうになるにつれて自然に浮び出た考であつて、其最も古いものとして傳へられて居るのは佛國王ルイ十六世の宰相として有名なネッケルが其著 *De l'importance des opinions vicieuses*, 1788 中に於て、各國の産業競爭が甚しくなるにつれて各國共段々に日曜休日の

宗教的制令が行はれなくなる、それを強制して行はせる爲には各國をして同時に強制的に之を行はせねばならぬと云うた言葉であると謂はれて居る (André de Mady, La charte internationale du travail, 1921, p. 15-19)。而して其後此思想は第十九世紀全體を通じて幾多の人々の主張唱道する所となり、終に末葉に及んで漸次其實現を見、第二世紀に入つては一九〇六年のベルヌ國際労働條約の成立までをも見るに至つたのである。

一九一九年のヴェルサイユ條約第十三編は實に此の思想を實現するが爲め、從來の如く單に個々の國際條約を締結するのみを以て満足せず、永續的の國際的機關を創設して永續的且合理的に此の思想を實現せんとするに外ならぬ。而して此の機關の活動に依つて既にワシントン、ジエノア、ジュネーヴ等に於て三回の労働會議が開かれて幾多の條約が締結せられ、現に今年又ジュネーヴに第四回の會議が開かれつゝあることは廣く世人の知る所である。

#### 四

國際勞動條約がかくの如き思想的根據を有するものだとなれば、次に考へねばならぬのは今日國際勞動條約を締結することに最も熱心なるべき者即ち最も之に依つて利益を受くべきものは何ものであるか、及び最も損害を受くべき者従つて最も熱心に反對すべきものは何者であるかの問題である。

先づ第一に、國際經濟戰の武器たる「價格の低廉」を得んが爲めに勞働賃銀に喰入つてゆくことが事實上出來得る國、換言すれば勞働者の勢力が比較的薄弱であつて此方面の抵抗が強くない國に於ては、資本家は對内的に此方面を壓迫することに依つて外部に對する經濟戰を續けることが出来る。之に反して國內勞働者の團結が強固であつて賃銀其他勞働條件も亦自ら優秀であり、資本家が之を切崩すことが事實上困難乃至不可能な國に於ては、「勞銀」に切り込むことを以て經濟戰の武器とする事が出来ない。其處で後者に屬する國々は出来る

だけ商賣敵たる他國に於ける勞働條件の改善向上を希望する。従つて國際勞働條約に依つて各國の勞働條件を一律に制定し他國が勞働條件を以て經濟戰の一武器とする事を禁止せんと欲する。之れは極めて自然の勢である。之と反對に前者の國々に於ける資本家は容易く勞働者を壓迫して經濟戰に於ける優越的地位を保持し得るが故に毫も上記の如き國際勞働條件を必要としない。若しも之に縛られれば向後勞働者の壓迫が事實上不可能になつて經濟戰に於ける大事の武器を奪はるゝが故に、彼等は勞働條約に反對する。之れ亦極めて當然の事柄である。之と反對に、勞働者の側に於て國際勞働條約に最も熱心なるべきものは勞働者の勢力最も微弱なる國であるに反し、其強力なる國の勞働者は國際勞働條約に依つて直接何等取得すべき利益なきが故に條約の成立そのものに何等の利害關係を感ずる譯がない。

所が次に、原料物資が豊富であり従つて比較的低廉に之を取得し得る國と其然らざる國とが國際勞働條約の成立に對して抱くべき興味と利害關係とは如何なるものであるか、を考へると、問題は更に多少複雑して來る。物資の豊富な國の資本家は自國の勞働條件が他國のそ

れに比して高い場合でも尙且「原料の低廉」を武器として他國と戦ふことが出来る。けれども若しも條約に依つて他國の勞働條件を自國と同一程度まで引上げることが出来れば、其後の經濟戰は主として「原料の價格」に依つて行はるゝことゝなつて自國の勝利確實となるが故に、彼等が勞働條約の成立を望む傾向のあるのは當然である。反之原料に乏しい國従つて高い金を拂はなければ原料を得ることの出来ない國の資本家は、若しも其の從來唯一の武器として來た勞働條約に依つて他國殊に原料の豊富な國のそれと同じにされるならば、爾後は到底經濟競争を續けることが出来なくなる。従つて彼等が勞働條約に反對する傾向のあるのも當然のことだと謂はねばならぬ。

此等の理論は、以上の考察から假りに除外された他の色々の要素が附加はる結果として實際の世の中に於ては事實このまゝには行れて居ないけれども、小くとも抽象的理論として之を是認せねばならぬやうに思ふ。従つて國際勞働條約に對する各國資本家に勞働者の態度は事物の性質上當然に色々異つて然るべきであつて、到底各國一律に具體的政策論を爲し得

べきではないやうに思はれる。

此意味に於て、若しも國際的經濟競争が——多數の人々の信じてあるが如く——フェタルな不可避的なものであると假定すれば、英國の如き物資豊かにして勞働條件の進歩して居る國の資本家が國際勞働條約の締結に熱心であり、之に反して我國の資本家が甚しく之に反對であるのは極めて自然の現象だと云ふことが出来ると思ふ。私は具體的の問題として他の一切の要素を除外せずに考へた場合に吾國の資本家の反對的態度が正當でありや否やを茲に言はんとするのではない。唯彼等がかゝる態度をとるは極めて自然の數だと云ふことを主張するのである。

## 五

以上の如き考慮を本として、私は茲に國際勞働機關の創設、而して此の働きに依る國際勞働條件の一律的向上は其標榜する『世界的恒久平和』を樹立するに付き効能あるものなりや否

やを考へて見たい。

若しも勞働條約の締結が成功して廣く且完全に行はれるとすれば、而して各國とも國際的經濟競争の考は毫も之を棄つることなしとすれば、各國は最早勞働條件を以て經濟戰の武器となし得ざる當然の結果として、原料の價格を唯一の武器として——假りに『組織』其他工業的方法の問題を別として考へれば——戰はねばならぬことになる。さうなれば原料の豊富な國は必然に勝利者となり其然らざる國は必然に劣敗者とならねばならぬ。かくして世界は全く勝利者たる國の資本家の支配下に立たねばならぬことになるだらう。成程それも——考へ方に依つては——確かに一個の恒久平和招來策に違ひない。けれども、實際問題としてかくの如きことは事實到底行はれ難い。現在原料に乏しい國は決してかくの如くにして易々と劣敗者の地位に陥る運命を甘受するものではない。彼等は先づ勞働條約の締結乃至批准を極力回避しようと企てるに違ひない。而して若しもそれが出来なければ、新に領土を求めるか其他何等かの方法に依つて原料の取得を勉めるに違ひない。併し若しもさうなつたならば國

國際聯盟の理想とする國際的「恒久平和」に到達することは極めて困難である。何故なれば、從來とても戦争の殆どすべては領土乃至は販路を獲得せんが爲めに行はれたものであつて、今後若しも、一方に於て國際的經濟戰をせねばならず、而かも他方に於て勞働條約の結果原料を以て戦ふの外戦ふべき武器なしと云ふことになる。すれば、各國は必ずや原料品従つて之を低廉に産出すべき領土乃至勢力範圍の獲得に熱中することになるに違ひないからである。

かくの如くに考へると、勞働條約を以て強制的に各國の勞働條約を同一ならしめんとする考は抽象的理論としては反つて各國の領土擴張熱を盛ならしめ、従つて戦争を誘致する原因になる傾向があると云ふことが出来るやうに思はれる。して見ると、一方に於て國際聯盟に依つて世界的恒久平和を招來せんと企圖しつゝ、他方に於て恰もその一手段たらしむるが如き考を以て國際勞働機關を設けんとする考には、根柢的に大なる矛盾が包藏されて居ると云はねばならない。其矛盾を除外すべき適當の方策を考ふることなしに漠然世界的恒久平和を高唱したり國際勞働條約を謳歌したりすることは少くとも極めて非實際的である。それは事實



不可能の事柄を追つて居るものと云ふ外ないのである。

## 六

私は以上を以つて、國際聯盟の理想たる世界的恒久平和と國際勞働機關が其の主要目的なりとして標榜して居る世界的恒久平和とが本質上同一のものでないことを述べた。しかのみならず、國際勞働條約に依る各國勞働條件の均一が——若しも、その、み、が、引、き、離、さ、れ、て、獨、立、に——實現するやうになれば、それは理論上寧ろ反つて國家相互間の領土爭奪熱を誘起する傾向のあるものであることを説明した。

其所で之れより以下私は、此の國際勞働條約の制度と世界的恒久平和の理想とを調和せしむべき對策について一應の考察を試みやうと思ふのであるが、其の前に先づ私は、一體此の國際勞働條約なるものは絶對的に觀察して果してどれだけの價值あるものであるかを検討して置きたい。何故なれば、若しも此制度にして甚しく價值少きものであるならば、之と世

界的恒久平和の理想とを調和せしむべき方策を苦心して考へるよりは、寧ろ此の制度を廢棄すべきことを説く方がいゝと思ふからである。

國際勞働條約は要するに經濟的帝國主義國際的産業競争を前提とした制度である。而して其の實際的効用は「勞働の低廉」を以て國際的産業競争の武器とすることを禁止又は制限せんとするにある。諸國の資本家は、其國の勞働者の勢力が段々と強くなり又は輿論の同情が漸次に勞働者に傾くが爲に、最早に勞働者を壓迫して低廉な勞働を得る事が困難になると、各自申合はせて一齊に勞働條件の改善を約束し實行する。即ち内部よりする壓迫に讓歩しつゝ、而かも對外的の競争條件に甚しく變化を來さざらしめんとする諸國資本家の妥協が即ち勞働條約である。従つて諸國の勞働者は其内部よりする壓迫を強力ならしむることに依つて間接に彼等の勞働條件を向上せしむべき内容の條約を成立せしめることが出来るけれども、結局事は各國資本家の妥協に依つて定まるのである。従つて勞働者の勢力強大にして之が壓迫困難なる國の資本家が勞働條約を締結するに付いて極めて大なる利益を感じるのは自然の數であつ

て其の感ずる利益の程度は内部よりする労働者の壓迫の程度と正比例する譯である。殊に若しも其の労働者の壓迫の強大な國が天然資源の點に於て他の諸國を凌駕して居るならば、其國は他國の労働條件を自國のそれと同一程度に引上ぐることに依つて極めて安全に産業競争上の優者となり得る故に、此場合に於て其の國の資本家が労働條約の締結に付いて感ずる利害關係の程度は最も強大なものとなるのである。

此の故に、國際労働條約は或る程度に於て労働條件を引き上げる効能があるけれども、其の價值判斷は極めて相對的にのみ爲され得るに過ぎない。國により經濟事情により又資本家なるか労働者なるかに依つて甚しく價值判斷が違はねばならないのであつて、唯漠然と正義人道を高唱して其の絶對的價值を認めることの出来るものでない。何故なれば、事夫れ自身が初めから殘忍なる經濟的帝國主義を前提としたものであるから。

然らば、吾國の見地よりして之を判斷するに於ては、其所に果して幾何の價值あるものと見るべきものであらうか？ それは資本家と労働者とに依つて全然判斷が違はねばならない。

吾國は物資の貧弱な國である。吾國從來の經濟的優越は僅かに「勞働の低廉」に依つて之を維持することが出來たに過ぎない。而して諸般の事情は今や吾國に於ても漸次勞働條件の向上を來さしめて居るけれども、勞働者の勢力微弱にして其團結亦弱きが故に、資本家の之を壓迫し得べき機會は尙多大に残つて居る。従つて國際條約に依つて強ひて勞働條件を改善せしめられることは吾國資本家唯一の武器たる「低廉なる勞働」を奪はるゝことであるから、彼等が條約に反對するのは當然である。殊に内部よりする勞働者の壓迫薄弱なるが故に彼等は平然安んじて勞働條約を拒否することが出來るのである。

之と反對に、吾國の勞働者にとつては國際勞働條約は可成りの價值がある。無論それは——國內の立法的手段に依る勞働條件の改善には極めて狭い制限があるのと同じやうに——大した効能のあるものではない。けれども吾國の如き勞働者の勢力微弱なる國に於ては、彼等は直接資本家に對抗して獨力有利なる勞働條件を得ることが出來ない。さらばと云うて議會に於て多數の議席を得ることの出來ないのは勿論、直接議會を壓迫して彼等に有利なる勞働

立法を爲さしめる事も出来ない。それならば彼等が一切の他國的勢力に依倚することを潔し  
としない盲目的愛國主義者であれば格別、又一切の資本家との妥協を排斥するマルクス主義  
者であるならば格別、現實問題として——小くとも將來眞に實力を得て自力で勞働條件を改  
善し又は一層進んで賃銀勞働者たる事から脱出し得るに至るまでの間だけでも——一歩々々  
勞働條件の向上を計る上から云ふと、吾國の勞働者にとつての國際勞働條約の價値は決して  
見逃し得べきものではない。他の國々は或は正義人道を口にして實は吾國の勞働條件を向  
上せしむる事に依つて自國の産業競争上の他位を安全ならしめやうと計つて居るのかも知れ  
ない。けれども、彼等が惡意であるか善意であるかを問ふ必要はない。吾國の勞働者はよろし  
く議會に向つて勞働立法の改革を要求すると同様の熱心を以て勞働條約の締結に熱中すべき  
である。他國が自己の立場から考へて居る方策を吾々は又吾々の立場から考へて吾々の利益  
の爲めに利用すればいいのである。力足らざるが爲め自力のみを以て單獨に事を爲し遂げ得  
ざるものゝ差當つて爲し得べき事は單に之れあるのみである。此意味に於て私は吾國の勞働

者が勞働條約の問題につき今日以上の熱心を示して然るべきであると考へる。既に勞働條件の優秀なる國々の勞働者は今更條約に因つて何等の得べきものがなき故に此問題に對して素より多くの利害關係を感じる譯がない。又勞働者が勢力強大にして革命により乃至は議會に依つて獨力自己の地位の向上を計り得る國々の勞働者が勞働條約に對して多くの興味を感じないのも當然である。けれども、力に差等があり事情に差別のある吾國の勞働者が直ちに彼等の態度を眞似ることは決して賢明だと云ふことが出来ない。

七

かくの如く吾國の立場よりすれば、資本家は勞働條約を嫌ふ傾向があり勞働者は又之を歡迎すべき立場にあるのであつて、それ等は何れも自然の趨勢である。而して今や世界の大勢は到底吾國のみが國際勞働會議の局外に立つことを許さざる限り、吾國の資本家、従つて爲政者の此の問題に對して執るべき態度を吾々は眞面目に考へる必要がある。

吾國の爲政者は從來出来る限り勞働條約を拒否しようとしてきた。少くとも特殊國待遇の要求に依つて部分的の拒否を行つてきた。けれども、今後に向つて永く此同じ態度を持續することは決して望ましいことではない。又到底出來得べき事でもない。何となれば、吾國勞働者の無力乃至無智を幸ひとして勞働條約を拒否し之に依つて『勞働の低廉』を以て今後尙引續き産業競争上の武器と爲さんとする考は到底之を許し難い。かくの如きは天然の事情の劣等なるが爲めに起る不利益の全部は之を勞働者の負擔たらしめながら之に依つて産業競争を維持しつゝ、國家の名の下に資本家の私腹を肥さんとするものに外ならないから。次に又資本家の立場から功利的に考へても、勞働者を壓迫する事に依つて僅かに産業競争を續けて行くと云ふやうな今日の戰術を彼等は果して今後尙幾何の期間實際上行ひ得べきかを考へて見るがよい。それは到底長く今後に行はれ得べき戰術でない事火を暗るよりも明かなのである。して見れば僅かに勞働條約の拒否又は特殊國待遇の要求に依つて吾國從來の國際的經濟競争上の地位を維持せんとする吾國爲政者並に資本家の考には到底將來の見込がないものと云は

ねばならぬ。かく考ふるるとき、私は今や彼等に向つて根本的に其考を變更すべきことを要求せねばならぬやうに思ふ。

人或は技術と組織との改善の上に吾國産業の將來を築くべしと云ふものもあるかも知れない。併しながら元來人智の遅れた吾國について特に他國よりも優れたかゝる將來を望んで安神しようとするのは可成りに無謀である。加之技術や組織の如きものは性質上普遍性を帯びたものであつて長く一國の私し得べきものではないから、之のみを頼りして産業上の優越を夢みることがどうしても無謀である。

## 八

此の故に私は信ずる。吾國は最早早晩經濟的帝國主義を抛棄せねばならぬ運命に立ち至るのである。かるが故に軍國主義者は領土の獲得に依つて此の當然の運命を回避しようと考へて居る。けれども領土の獲得は戦争に依らずんば出来ない。而して戦争は素より兵力を要する。



世の軍國主義者は今後に於ても尙吾國の労働者が單に領土獲得乃至は産業競争上の優越權維持なる目的の爲めに容易く武器を執つて立つと思つて居るのであらうか？ 否、これを望むことは極めて困難である。して見れば經濟的帝國主義の抛棄は吾國の將來にとつて必至の運命であると考へるのは決して無理な考へ方ではないと私は信ずる。

茲に於て、私は吾國爲政者の今後國際労働會議に向つて執るべき態度は唯一あるのみであると信ずる。それは即ち自ら經濟的帝國主義の惡夢より目醒めつゝ、一日も速かに此の思想と其實行とを世界から驅逐すべく努力することではなければならぬ。然らば吾々は此の目標に達すべく具體的に何事を爲すべきであらうか？ 又爲すべきであらうか？ 私は此點について唯我が爲政者の差當り爲し得べき方策について一言して置きたいと思ふ。

吾國は今後の労働會議に於て最早從來のやうに條約の拒否乃至は特殊國待遇の要求の如き消極的態度をとつてはならない。寧ろ積極的に經濟的帝國主義の廢滅に向つて努力せねばならぬ。それが爲めには一方に於て移民自由の制度を確立すべく、他方に於ては又天然資源に

對する機會均等主義を樹立すべく、全力を擧げて努力せねばならぬ。伊太利は早く此點に留意して屢々其主張を爲し來つた。其中移民制度は今や多少他國の同情を得て既に正式の論議に上りつゝあるに反し、天然資源に對する機會均等主義實行の第一着手たるべき原料物資の自由交換、換言すれば輸出關稅其他人爲的方法に依つて他國の原料物資の取得を困難ならしむることを目的とする一切の方策を廢止すべき旨の主張は今日尙多く顧みられて居らぬ。而して吾國は此二問題について伊太利と利害關係を同じうするもの多きに拘らず、經濟的帝國主義の迷夢に捉はれて居る吾國の爲政者は只管大國の鼻息をのみうかゞつて、吾國の當然主張すべきものを主張して居ない。かくの如きは實に吾國をして今後益々困難なる境遇に陥らしむるのみであつて、決して百年の大計ではない。

無論移民の自由と云ひ、原料物資の自由交換と云ひ、それは何れも經濟的帝國主義に對する正面よりの反對である。否少くとも制限である。現在廣大なる土地を擁し、豊富なる資源を藏する國々は素より容易に之を承認すべき譯がなからう。けれども今や一方に於て正義人

道の名に於て又世界的恒久平和の名に於て國際勞働會議の必要が盛に唱導せられつゝある際、私が以上説明し來つた勞働條約と恒久平和との理論的矛盾を眞向に振りかざしつゝ、正義人道の爲め世界的恒久平和の爲めに、公明正大に移民の自由と原料物資の自由交換とを唱導することは吾國の此際執るべき最も正しい態度であると私は信ずる、而して若し此主張にして行はるゝに於ては一方に於て勞働條約に依る各國勞働條件の均一より生ずべき領土爭奪熱を緩和すると同時に、他方に於ては又吾國の如き勞働者の實力弱き國に於ても敢て勞働者の向上を壓服することなしに國を立てることが出来るのであると私は考へる。

人々は此途を目して遠いと云ふかも知れない。乍併諸君は此際最も近い途は戦争か革命であるといふ事を忘れてはならない。而して諸君が若しその近い途を好まないのならば遠くともいふ、遠からずして當然に行き詰まるべき經濟的帝國主義の權道に戀々たらんよりは、寧ろ正々堂々の途に就くべきである。少くとも勞働會議ある毎に消極的防禦的なる見苦しき態度をとらんよりは、寧ろ此永遠の將來を目指して積極的態度をとるべきであると私は考へる。

## 九

以上の私の議論は動ともすれば反つて、労働条件の拒否に依つて經濟的帝國主義を續けやうとする人々の爲めに悪く利用される恐れがある。何故なれば、私の議論は結局、唯條約に依つて漠然と各國の労働条件を均一ならしむると云ふが如きことは事實上不能だと云ふことに歸着するからである。けれども私は此等の人々に向つて特に私の議論の中、吾國の如き天然資源に乏しく從來僅かに低廉な労働に依つてのみ經濟競争を續けて來た國は今や遠からず經濟的帝國主義を抛棄せねばならぬ運命に立ち至るのだと云ふ點に留意せられんことを希望する。然らずして諸君が經濟的帝國主義を固守することが長ければ長い程愈々それを維持することの出來なくなつた曉に於ける吾國の立場は益々苦しいものとならねばならないのである。

世界的恒久平和の理想を目標としつゝ吾國の將來労働會議に對して執るべき態度は正に上述の如きものでなければならぬと私は確信する。

大正十二年 七月 一日印刷  
大正十二年 七月 三日發行  
大正十二年 十二月 一日十版

震災版

定價金貳圓六拾錢



用効の噓

著者 末弘 巖太郎

發行者 東京市芝區愛宕下町一丁目一番地  
山本 英

印刷者 東京市小石川區久堅町一〇八番地  
東 勇 治

發行所

電話芝 一六三八號  
二八五四號  
四三〇三番

東京市芝區愛宕下町一ノ一

改 造 社

振替東京八四〇二番

東京 株式會社 博文館印刷所印刷